

和光大学における公正研究に関する行動規範

平成30年4月1日

学 長 決 定

1. 趣旨

この行動規範は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づき、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境をつくる必要があることから、組織の管理責任の明確化と研究者等の責務および不正を事前に防止する取組に関する事項を定めたものである。

2. 組織の管理責任の明確化

(1) 本学における公正な研究・創作の促進及び研究・創作上の不正行為（以下「不正行為」という。）の防止を図るため、「公正研究・創作責任者」（以下「責任者」という。）を置く。

(2) 本学に「和光大学公正研究・創作に関する委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、本学における公正な研究・創作の推進、研究倫理教育の実施、研究・創作上の不正行為に関する問題への対応等に当たる。

3. 研究者等の責務

和光大学において研究を行うすべての者（以下「研究者」という。）は、研究・創作において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないことはもとより、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 不正行為に加担してはいけないこと。

(2) 第三者に対して不正行為をさせてはならないこと。

(3) 不正行為が行われようとしていることを知ったときにそれを防止するよう努めること。

(4) 研究者は、研究活動の透明性を確保するため、研究者コミュニティ、特に自らの専門分野における研究者相互の評価に積極的に研究結果を提示し、その精査を受けなければならない。

(5) 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するなどし、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。

(6) 研究者は、学生や若手研究者に対し研究活動の本質を理解させ、研究活動と社会との関係を適正に保つための研究倫理教育と啓発を継続的に行わなければならない。

(7)研究者は、実験・観察ノート等の研究データを適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、責任者、委員会の求めに応じ、これを開示しなければならない。

4. 不正を防止する取組

(1)責任者は、公正な研究・創作を促進するため、所属する研究者、研究支援人材など広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

(2)責任者は、学生の研究倫理に関する規範意識を徹底していくため、教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施する。

平成30年9月5日 学長室会議承認